

改善箇所説明図



基準不適合発生箇所

注： は改善箇所を示す。



サイドスタンド

基準不適合発生箇所

サイドスタンドにおいて、材質管理が不適切なため本体の強度が不足している。そのため使用過程で本体が湾曲し、サイドスタンド使用中にオートバイが転倒するおそれがある。

改善の内容

全車両、サイドスタンドを正規品に交換する。

識別 対策後は車台番号末尾付近に白色のペイントマークを塗布する。